

仕様書

件 名	帳票「CN13 国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書兼還付金振込方法（変更）申出書（一般用）」
紙 質	1枚目 上質紙 A判 35.0kg 2枚目 ノーカーボン A60 3枚目 ノーカーボン C60 ブルー発色 表紙（前・後とも）上質紙 A判 35.0kg ※グリーン購入法に適合するものであること（入手が困難な場合は除く）。
用紙地色	白色
刷 色	1枚目 両面刷：表4色（墨、赤、青、黄）裏4色（墨、赤、青、黄） 2枚目 片面刷：表1色（墨） 3枚目 片面刷：表1色（墨）（減感処理あり） 表紙 片面刷：表表紙1色（墨）
サ イ ズ	A4（縦297mm×横210mm）
製 本	3枚=1部、50部／1冊 糊加工：天糊（マーブル巻） 表紙（前・後）あり（前表紙には本体2枚目と同内容を印刷する。後表紙は白紙。）
梱 包	10冊ごとにクラフト紙で梱包すること。 ※梱包した外側2側面に帳票番号、帳票名、数量、製造業者名及び製造年月を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。2側面とは原則として、短辺及び長辺1箇所ずつである。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。 ※梱包単位に満たない端数が有る場合については、その端数を1梱包とすること。
数 量	別紙「月別納品数量内訳」のとおり
納 期	別紙「月別納品数量内訳」のとおり
納入場所	日本年金機構が指定する場所（首都圏1か所）
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印刷内容は、別添2の見本を参照すること。 ・ 正式な原稿は、業者決定後に紙媒体及び電子媒体で提供する。 ・ 印刷原稿は、機構が引き渡した電子データを使用し版下を作成すること。 ・ 校正原稿は、紙媒体及びテキストデータを識別できるPDFファイルによって提出すること。PDFデータのファイル名は「帳票番号_〇〇版_YYYYMMDD」とする。アルファベットと数字は半角とする。（例：CN13_校正版_20250501）。

- ・ 契約期間内において原稿の変更があり得る。なお、変更がある場合は、納期の2か月前までに日本年金機構会計・資産管理部管財Gから連絡する。
- ・ 本帳票は、バーコードの印刷（バーコードは2種。規格はいずれも c o d e 39。バーコードの規格については別添1「バーコードの規格について」参照のこと。）を行う。バーコードは日本年金機構から電子媒体にて提供（様式コード及びバーコードサンプルを提供）する。また、契約期間の途中でバーコードの変更をする場合は、納期の2か月前までに連絡をする。
- ・ 帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。番号は下記校正担当より原稿提供時に指示する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。）
 - ① 作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ）
 - ② 担当部署番号（4ケタ）
 - ③ 通番（3ケタ）
 - ④ 業者番号（A～Z）※同一帳票を複数社で作成する場合に使用。
- ・ 校了後、バーコード読み取りテストを実施するため、下記校正担当にテスト用帳票（2枚目・3枚目とも）を各20枚提出すること。テストの結果、位置等の調整を行う場合がある。（テストの実施には2～3週間程度要する。合格した後に本製品を作成すること。）
- ・ 初回納品時及び原稿の変更時に、印刷用版下データ（テキストデータを識別できるPDFに変換したもの）を日本年金機構が指定する電子媒体等で納品すること。PDFデータのファイル名は「帳票番号_〇〇版_YYYYMMDD」とする。アルファベットと数字は半角とする。（例：CN13_校了版_20250601）。
- ・ 初回納品時及び原稿の変更時に、製品サンプルを1冊ずつ下記校正担当及び日本年金機構会計・資産管理部管財Gに納品すること。
- ・ 原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。
- ・ 金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。
- ・ 校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。
- ・ 仕様書等に関し質問がある場合、令和8年1月28日（水）16時00分までに「質問書」（任意様式）により、下記校正担当宛てに提出すること（FAXの場合、送信後、電話により到着確認を行うこと）。回答については、令和8年1月30日（金）18時00分までに行うこと。

校正担当

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
日本年金機構国民年金部国民年金業務G
電話番号：03-5344-1100（内線：3343） 担当：稻田
FAX番号：03-6892-0758

バーコードの規格について

- 現在経過管理システムでは、全ての帳票でcode39という規格のコードが使用されています。code39の規格は、下記を参考してください。

◆画像におけるバーコードサイズ仕様



記入例

見本

国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書 兼 還付金振込方法(変更)申出書

日本年金機構理事長 あて 令和〇年〇月〇日

私は、国民年金保険料を口座振替により納付したいので、保険料額等必要な事項を記載した納付書を、指定の金融機関あてに送付してください。
また、国民年金保険料の払い過ぎ等により還付(払い戻し)が発生した場合の口座への振込について、「C. 還付金振込方法」とおり申出します。

〒 111-1111
住所：〇〇区〇〇町11-11-111

(フリガナ) コクネン ジロウ
被保険者氏名: 国年 次郎

電話番号: ① 自宅 3. 勤務先
 ② 携帯電話 4. その他

03 (9999) 9999

口座振替に関する重要な事項を記載しております。
申出の際には、裏面も必ずお読みいただき、申出書のご提出をお願いいたします。

還付金振込方法のみをこの用紙で申出する場合は、下記「A.被保険者」欄をご記入いただき、用紙下部「C. 還付金振込方法」欄の記載事項をご確認のうえ、「還付金振込方法のみ申出」に〇をつけてください。

A 被保険者														
基礎年金番号					生年月日									
9 9 9 9 - 9 9 9 9 9 9					5. 昭和 7. 平成	年	月	日						
希望するどちらか一方に〇をつけてください。					記入事項を訂正された場合は、必ず訂正箇所に訂正印(口座届出印)を押印してください。(2枚目のみ)									
振替方法のみ変更 振替方法のみ変更する場合は、「指定預金口座」欄の記入、お届け印の押印は不要です。														
B. 指定預金口座／振替方法	銀行区分 （銀行等 を除く）	金融機関名			<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		1. 銀行 2. 信用金庫 3. 信用組合	4. 労働金庫 5. 農業協同組合 6. 漁業協同組合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1. 本店 2. 支店 3. 本所 4. 支所	
		預金種別			<input checked="" type="radio"/> 1. 普通	口座番号	0 1 2 3 4 5 6	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	金融機関コード		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	支店コード
		種目コード			契約種別コード	通帳記号			通帳番号(右詰めで記入)					
		ゆうちょ銀行			1 6 6 3 2 1 0 2 6 0 -	0 1 2 3 4 5 6 1								
		フリガナ			コクネン シ・ロウ									
		口座名義人			国年次郎									
振替方法		1 翌月末振替	<input checked="" type="radio"/> 2 6ヶ月前納	3 1年前納	4 当月末振替(早割)	5 2年前納	6 2年前納(4月開始)							
希望する振替方法の数字に〇をつけてください。(いずれか一つに〇をつけてください。)詳細は裏面をご覧ください。														
被保険者本人の口座であっても口座名義人氏名をご記入ください。(記入漏れにご注意ください。)														
「1」に続く通帳記号をご記入ください。(最初の「1」はすでに印字済みですので記入不要です。)														
C 還付金振込方法														
還付金振込方法のみ申出		口座振替納付申出(変更申出を含む)を行う場合は、左の「還付金振込方法のみ申出」欄に〇をつける必要はありません。												
国民年金保険料の還付金が発生した場合は、「国民年金保険料の振替口座」への振込を希望します。 なお、「国民年金保険料の振替口座」が被保険者本人名義でない場合でも還付金の振込に同意します。														
希望しない場合は右側の<----->を〇で囲んでください。														
※「国民年金保険料の振替口座」への振込を希望しない場合には、還付請求書の提出が必要となり、振込までに2~3ヶ月程度の期間がかかります。														
希望しません														
還付金振込方法のみ申出を行う場合に〇をつけてください。														
「国民年金保険料の振替口座」への還付金の振込を希望しない場合に〇をつけてください。														

※「6ヶ月前納」、「1年前納」、「当月末振替(早割)」、「2年前納」、「2年前納(4月開始)」の場合は、割引された保険料を振替します。

割引額が多いのは「2年前納」、「2年前納（4月開始）」、「1年前納」、「6ヶ月前納」、「当月末振替（星割）」の順になります。

※ 事務処理に日数を要しますので、申出をいただいた翌日以降に振替を開始します

※「国民年金保険料の振替口座」への振込を希望しない場合には、還付請求書の提出が必要となり、振込までに2~3ヵ月程度の期間がかかります。

※「6ヶ月前納」、「1年前納」、「当月末振替(早割)」、「2年前納」、「2年前納(4月開始)」の場合は、割引された保険料を振替します。割引額が多いのは、「2年前納」、「2年前納(4月開始)」>「1年前納」>「6ヶ月前納」>「当月末振替(早割)」の順になります。

※ 提出は指定預金口座のある金融機関またはお近くの年金事務所へお願いします。その際は、もう一度、届出印、口座番号等のご確認をお願いします。(振替方法のみ変更・還付金振込方法のみ申出の場合は、お近くの年金事務所へ提出をお願いします。)
※ 振替方法「2」、「3」、「5」、「6」では前納分の初回振替の際に、振替方法「4」では初回振替の際に前月分の保険料を合わせて振替します。

○ 振替開始(予定) 令和 年 月末日から(金融機関の休業日の場合は翌営業日から)

国民年金保険料を口座振替により納付することを申し込まれる場合、金融機関と以下の約定を締結することとなります。

<国民年金保険料口座振替に関する約定>

見
本

- 日本年金機構から私名義の納付書が貴店に送付されたときは、私に通知することなく、納付書記載の金額を指定預引き落としのうえ、納付してください。この場合、預貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、貴店の所定の方法ください。
- 振替日において納付書記載の金額が預金口座から払い戻すことのできる金額[当座貸越(自動貸付)を利用できる範囲内の金額を含む]を超えるときは、納付書を返却しても差し支えありません。
- この契約を解約するときは、私から貴店ならびに年金事務所に口座振替辞退(取消)通知書により届け出ます。なお、この届け出がないまま長期間にわたり日本年金機構から納付書の送付がない等相当の事由があるときは、特に申し出をしない限り、貴店はこの契約が終了したものとして取り扱って差し支えありません。
- この預金口座振替について、仮に紛議が生じても、貴店の責めによる場合を除き、貴店にはご迷惑をかけません。

振替方法について	ご希望の振替方法を選択し、申出書「振替方法」欄の1~6のいずれかに「○」をつけてください。					
	「6ヶ月前納」、「1年前納」、「2年前納」、「2年前納(4月開始)」を選択する場合は、初回振替日によって初回の振替対象期間が異なりますので、「前納における初回振替について」をご確認ください。	1. 翌月末振替	2. 6ヶ月前納	3. 1年前納	4. 当月末振替(早割)	5. 2年前納
	前納期間	前月分の保険料を振替する方法です。	6ヶ月分の保険料をまとめて振替する方法です。	1年分の保険料をまとめて振替する方法です。	当月分の保険料を振替する方法です。	2年分の保険料をまとめて振替する方法です。
	口座振替日	一 (上期)4月～9月 (下期)10月～翌年3月	4月～翌年3月	—	—	4月～翌々年3月

前納における初回振替について	①初回振替の際は、初回振替日が属する月分から初回振替時の振替対象期間の最終月分までを一括振替します(②及び③の場合を除く。)。
	②「6ヶ月前納」の初回振替日が5月末日から9月末日までの場合は、9月分の保険料までは自動的に割引のない翌月末振替となり、10月末日に6ヶ月前納を開始します。
	③「2年前納(4月開始)」の初回振替日が5月末日から当年度3月末日の場合は、当年度3月分の保険料までは自動的に割引のない翌月末振替となり、翌年度4月末日に2年前納を開始します。
	※「2年前納(4月開始)」を選択し、直近の4月から2年前納の開始を希望される場合は、2月末までに申出書を日本年金機構に提出(必着)してください。なお、2月末までにご提出いただいた場合でも、口座の確認に時間を要した場合など4月の口座振替に間に合わない場合があります。この場合、5月末に、割引のない4月分保険料と5月分から翌々年3月分までの23カ月分の前納保険料を振替します。

振替対象期間	初回振替日	初回振替時の振替対象期間			
		6ヶ月前納	1年前納	2年前納	2年前納(4月開始)
4月末日	4月分～9月分 (6ヶ月分)	4月分～翌年3月分 (12カ月分)	4月分～翌々年3月分 (24カ月分)	4月分～翌々年3月分 (24カ月分)	4月分～翌々年3月分 (24カ月分)
5月末日	4月分 (1カ月分)[割引なし]	5月分～翌年3月分 (11カ月分)	5月分～翌々年3月分 (23カ月分)	5月分～翌々年3月分 (23カ月分)	4月分 (1カ月分)[割引なし]
6月末日	5月分 (1カ月分)[割引なし]	6月分～翌年3月分 (10カ月分)	6月分～翌々年3月分 (22カ月分)	6月分～翌々年3月分 (22カ月分)	5月分 (1カ月分)[割引なし]
7月末日	6月分 (1カ月分)[割引なし]	7月分～翌年3月分 (9カ月分)	7月分～翌々年3月分 (21カ月分)	7月分～翌々年3月分 (21カ月分)	6月分 (1カ月分)[割引なし]
8月末日	7月分 (1カ月分)[割引なし]	8月分～翌年3月分 (8カ月分)	8月分～翌々年3月分 (20カ月分)	8月分～翌々年3月分 (20カ月分)	7月分 (1カ月分)[割引なし]
9月末日	8月分 (1カ月分)[割引なし]	9月分～翌年3月分 (7カ月分)	9月分～翌々年3月分 (19カ月分)	9月分～翌々年3月分 (19カ月分)	8月分 (1カ月分)[割引なし]
10月末日	10月分～翌年3月分 (6ヶ月分)	10月分～翌年3月分 (6ヶ月分)	10月分～翌々年3月分 (18カ月分)	10月分～翌々年3月分 (18カ月分)	9月分 (1カ月分)[割引なし]
11月末日	11月分～翌年3月分 (5ヶ月分)	11月分～翌年3月分 (5ヶ月分)	11月分～翌々年3月分 (17カ月分)	11月分～翌々年3月分 (17カ月分)	10月分 (1カ月分)[割引なし]
12月末日	12月分～翌年3月分 (4ヶ月分)	12月分～翌年3月分 (4ヶ月分)	12月分～翌々年3月分 (16カ月分)	12月分～翌々年3月分 (16カ月分)	11月分 (1カ月分)[割引なし]
1月末日	1月分～3月分 (3ヶ月分)	1月分～3月分 (3ヶ月分)	1月分～翌年3月分 (15カ月分)	1月分～翌年3月分 (15カ月分)	12月分 (1カ月分)[割引なし]
2月末日	2月分～3月分 (2ヶ月分)	2月分～3月分 (2ヶ月分)	2月分～翌年3月分 (14カ月分)	2月分～翌年3月分 (14カ月分)	1月分 (1カ月分)[割引なし]
3月末日	3月分 (1カ月分)	3月分 (1カ月分)	3月分～翌年3月分 (13カ月分)	3月分～翌年3月分 (13カ月分)	2月分 (1カ月分)[割引なし]

留意事項	○口座振替日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日に振替となります。
	○残高不足等による振替不能にご注意ください。
	・「6ヶ月前納」、「1年前納」、「2年前納」、「2年前納(4月開始)」について、残高不足等により振替できなかった場合は、前納分の再振替は行われません。次の前納振替までの間は自動的に割引のない翌月末の振替になります。
	・「翌月末振替」、「当月末振替(早割)」について、残高不足等により振替できなかった場合は、翌月にもう一度だけ再振替します。ただし、再振替につきましては、「当月末振替(早割)」による割引は受けられません。

見 本

様式コード
4 6 5 6

国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書 兼 還付金振込方法(変更)申出書



日本年金機構理事長 あて 令和 年 月 日

私は、国民年金保険料を口座振替により納付したいので、保険料額等必要な事項を記載した納付書を、指定の金融機関あてに送付してください。
また、国民年金保険料の払い過ぎ等により還付(払い戻し)が発生した場合の口座への振込について、「C. 還付金振込方法」のとおり申出します。

〒

住所: _____

(フジガナ)

被保険者氏名: _____

1. 自宅 3. 勤務先
電話番号: 2. 携帯電話 4. その他 ()

市区町村	日本年金機構

太線枠内の必要事項をご記入ください。数字の記載された項目は該当する項目に○をつけてください。
複写様式を使用する場合は、強めにご記入ください。

還付金振込方法のみをこの用紙で申出する場合は、下記「A.被保険者」欄をご記入いただき、用紙下部「C. 還付金振込方法」欄の記載事項をご確認のうえ、「還付金振込方法のみ申出」に○をつけてください。

A 被保険者	基礎年金番号							生年月日			
								年	月	日	
								5. 昭和			
								7. 平成			

銀行等またはゆうちょ銀行のいずれかを選んで記入し、2枚目に押印してください。

なお、振替方法のみ変更する場合(口座に変更がない場合)は、「振替方法のみ変更」欄に○のうえ、振替方法を選択してください。

B 指定預金口座／振替方法	振替方法のみ変更		振替方法のみ変更する場合は、「指定預金口座」欄の記入、お届け印の押印は不要です。											
	銀行区分 いづれかを選択	ゆうちょ銀行等	金融機関名		1. 銀行 4. 労働金庫 2. 信用金庫 5. 農業協同組合 3. 信用組合 6. 漁業協同組合								1. 本店 2. 支店 3. 本所 4. 支所	
			預金種別		1. 普通		口座番号 (右詰めで記入)		金融機関 コード		支店 コード			
			種目コード		契約種別 コード		通帳記号				通帳番号(右詰めで記入)			
			1 6 6 3 2 1		0 -									
			フジガナ		お届け印 2枚目に 押印してください									
口座名義人														
振替方法	1	翌月末振替	2	6ヶ月前納	3	1年前納	4	当月末振替(早割)	5	2年前納	6	2年前納(4月開始)		

※希望する振替方法の番号を○で囲んでください。振替方法の詳細については、記入例の裏面「振替方法について」をご覧ください。
※振替方法のみ変更する場合についても、「C. 還付金振込方法」欄の記載事項をご確認ください。

C 還付金振込方法	還付金振込方法のみ申出		口座振替納付申出(変更申出を含む)を行う場合は、左の「還付金振込方法のみ申出」欄に○をつける必要はありません。										金融機関等使用欄	
	国民年金保険料の還付金が発生した場合は、「国民年金保険料の振替口座」への振込を希望します。 なお、「国民年金保険料の振替口座」が被保険者本人名義でない場合でも還付金の振込に同意します。 希望しない場合は右側の<----->を○で囲んでください。 ※「国民年金保険料の振替口座」への振込を希望しない場合には、還付請求書の提出が必要となり、振込までに2~3ヶ月程度の期間がかかります。												不備返却理由	
	希望しません												確認欄	
1. 記載事項等不備 □ 届出印 □ 店名・預金種別 □ 口座番号 □ 口座名義 □ 口座なし 2. その他 ()														

※「6ヶ月前納」、「1年前納」、「当月末振替(早割)」、「2年前納」、「2年前納(4月開始)」の場合は、割引された保険料を振替します。

割引額が多いのは、「2年前納」、「2年前納(4月開始)」>「1年前納」>「6ヶ月前納」>「当月末振替(早割)」の順になります。

※事務処理に日数を要しますので、申出をいただいた翌月以降に振替を開始します。

※提出は指定預金口座のある金融機関またはお近くの年金事務所へお願いします。その際は、もう一度、届出印、口座番号等のご確認をお願いします。(振替方法のみ変更・還付金振込方法のみ申出の場合は、お近くの年金事務所へ提出をお願いします。)

※振替方法「2」、「3」、「5」、「6」では前納分の初回振替の際に、振替方法「4」では初回振替の際に前月分の保険料を合わせて振替します。
(前月分については割引なりません。なお、前月分についてすでに納付されている場合は、前月分の振替は行いません。)

○ 振替開始(予定) 令和 年 月末日から(金融機関の休業日の場合は翌営業日から)

1枚目(年金事務所用)

2501 1016 002

見本

様式コード

4 6 5 6 2

国民年金保険料口座振替依頼書

取扱金融機関等 御中

令和 年 月 日

金融機関使用欄

〒

住所: _____

(フジタ)

被保険者氏名: _____

1. 自宅 3. 勤務先
2. 携帯電話 4. その他

()

市区町村

日本年金機構

太線枠内の必要事項をご記入ください。数字の記載された項目は該当する項目に○をつけてください。

A 被保険者	基礎年金番号										生年月日			
	一										年	月	日	

銀行等またはゆうちょ銀行のいずれかを選んで記入し、2枚目に押印してください。

なお、振替方法のみ変更する場合(口座に変更がない場合)は、「振替方法のみ変更」欄に○のうえ、振替方法を選択してください。

B 指定預金口座/ 振替方法	振替方法のみ変更		振替方法のみ変更する場合は、「指定預金口座」欄の記入、お届け印の押印は不要です。												
	銀行区分 (いづれかを選択) □ ゆうちょ銀行等	金融機関名		1. 銀行 4. 労働金庫 2. 信用金庫 5. 農業協同組合 3. 信用組合 6. 漁業協同組合										1. 本店 2. 支店 3. 本所 4. 支所	
		預金種別		1. 普通		口座番号 (右詰めで記入)		金融機関 コード		支店 コード					
		種目コード		契約種別 コード		通帳記号				通帳番号(右詰めで記入)					
		1 6 6 3 2 1				0 -									
		フジタ		お届け印											
口座名義人															
振替方法	1	翌月末振替	2	6ヶ月前納	3	1年前納	4	当月末振替(早割)	5	2年前納	6	2年前納(4月開始)			

※希望する振替方法の番号を○で囲んでください。振替方法の詳細については、記入例の裏面「振替方法について」をご覧ください。

※「6ヶ月前納」、「1年前納」、「当月末振替(早割)」、「2年前納」、「2年前納(4月開始)」の場合は、割引された保険料を振替します。

割引額が多いのは、「2年前納」、「2年前納(4月開始)」>「1年前納」>「6ヶ月前納」>「当月末振替(早割)」の順になります。

※事務処理に日数を要しますので、申出をいただいた翌月以降に振替を開始します。

※提出は指定預金口座のある金融機関またはお近くの年金事務所へお願いします。

その際は、もう一度、届出印、口座番号等のご確認をお願いします。

(振替方法のみ変更・還付金振込方法のみ申出の場合は、お近くの年金事務所へ提出をお願いします。)

※振替方法「2」、「3」、「5」、「6」では前納分の初回振替の際に、振替方法「4」では初回振替の際に前月分の保険料を合わせて振替します。

(前月分については割引となりません。なお、前月分についてすでに納付されている場合は、前月分の振替は行いません。)

 対象保険料 国民年金保険料 振替納入指定日 納期の最終日

(金融機関の休業日の場合は翌営業日)

 振替開始(予定) 令和 年 月末日から

(金融機関の休業日の場合は翌営業日から)

お届け印欄の枠内に押印してください

私は、国民年金保険料を口座振替により納付したいので、下記事項を確約のうえ依頼します。

- 記
1. 日本年金機構から私名義の納付書が貴店に送付されたときは、私に通知することなく、納付書記載の金額を指定預金口座から引き落としのうえ、納付してください。この場合、預貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、貴店の所定の方法で処理してください。
 2. 振替日において納付書記載の金額が預金口座から払い戻すことのできる金額[当座貸越(自動貸付)を利用できる範囲内の金額を含む]を超えるときは、納付書を返却しても差し支えありません。
 3. この契約を解約するときは、私から貴店ならびに年金事務所に口座振替辞退(取消)通知書により届け出ます。なお、この届け出がないまま長期間にわたり日本年金機構から納付書の送付がない等相当の事由があるときは、特に申し出をしない限り、貴店はこの契約が終了したものとして取り扱って差し支えありません。
 4. この預金口座振替について、仮に紛議が生じても、貴店の責めによる場合を除き、貴店にはご迷惑をかけません。

2枚目(金融機関・ゆうちょ銀行用)

減感処理箇所

見本

様式コード

4 6 5 6 2

国民年金保険料口座振替依頼書

取扱金融機関等 御中

令和 年 月 日

金融機関使用欄

市区町村

日本年金機構

〒

住所: _____

(フジガナ)

被保険者氏名: _____

1. 自宅 3. 勤務先
2. 携帯電話 4. その他

()

太線枠内の必要事項をご記入ください。数字の記載された項目は該当する項目に○をつけてください。

A 被保険者	基礎年金番号										生年月日			
	1	2	3	4	5	6	7	昭和	年	月	日			
	—							7. 平成						

銀行等またはゆうちょ銀行のいずれかを選んで記入し、2枚目に押印してください。

なお、振替方法のみ変更する場合(口座に変更がない場合)は、「振替方法のみ変更」欄に○のうえ、振替方法を選択してください。

振替方法のみ変更			振替方法のみ変更する場合は、「指定預金口座」欄の記入、お届け印の押印は不要です。											
B 指定預金口座／振替方法	銀行区分 (ゆうちょ銀行等 を除く)	銀行区分 (ゆうちょ銀行等 を除く)	金融機関名			生年月日								
			1. 銀行	4. 労働金庫	1. 本店									
			2. 信用金庫	5. 農業協同組合	2. 支店									
			3. 信用組合	6. 漁業協同組合	3. 本所									
	4. 支店		4. 支所											
預金種別	種目コード		契約種別コード	通帳記号			通帳番号(右詰めで記入)					お届け印		
	1	6	6	3	2	1	0	—						
	フジガナ													
口座名義人												お届け印		
振替方法	1	翌月末振替	2	6ヶ月前納	3	1年前納	4	当月末振替(早割)	5	2年前納	6	2年前納(4月開始)		

※希望する振替方法の番号を○で囲んでください。振替方法の詳細については、記入例の裏面「振替方法について」をご覧ください。

※「6ヶ月前納」、「1年前納」、「当月末振替(早割)」、「2年前納」、「2年前納(4月開始)」の場合は、割引された保険料を振替します。

割引額が多いのは、「2年前納」、「2年前納(4月開始)」>「1年前納」>「6ヶ月前納」>「当月末振替(早割)」の順になります。

※ 事務処理に日数を要しますので、申出をいただいた翌月以降に振替を開始します。

※ 提出は指定預金口座のある金融機関またはお近くの年金事務所へお願いします。

その際は、もう一度、届出印、口座番号等のご確認をお願いします。

(振替方法のみ変更・還付金振込方法のみ申出の場合は、お近くの年金事務所へ提出をお願いします。)

※ 振替方法「2」、「3」、「5」、「6」では前納分の初回振替の際に、振替方法「4」では初回振替の際に前月分の保険料を合わせて振替します。

(前月分については割引となりません。なお、前月分についてすでに納付されている場合は、前月分の振替は行いません。)

対象保険料 国民年金保険料

振替納入指定日 納期の最終日

(金融機関の休業日の場合は翌営業日)

振替開始(予定) 令和 年 月末日から

(金融機関の休業日の場合は翌営業日から)

私は、国民年金保険料を口座振替により納付したいので、下記事項を確約のうえ依頼します。

記

- 日本年金機構から私名義の納付書が貴店に送付されたときは、私に通知することなく、納付書記載の金額を指定預金口座から引き落としのうえ、納付してください。この場合、預貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、貴店の所定の方法で処理してください。
- 振替日において納付書記載の金額が預金口座から払い戻すことできる金額[当座貸越(自動貸付)を利用できる範囲内の金額を含む]を超えるときは、納付書を返却しても差し支えありません。
- この契約を解約するときは、私から貴店ならびに年金事務所に口座振替辞退(取消)通知書により届け出ます。なお、この届け出がないまま長期間にわたり日本年金機構から納付書の送付がない等相当の事由があるときは、特に申し出をしない限り、貴店はこの契約が終了したものとして取り扱って差し支えありません。
- この預金口座振替について、仮に紛議が生じても、貴店の責めによる場合を除き、貴店にはご迷惑をかけません。

お届け印欄の枠内に押印してください

2枚目(金融機関・ゆうちょ銀行用)

月別納品数量内訳

物品番号 CN13

単位： 冊 (50セット/冊)

納入期限予定日及び各期ごとの予定数量					
2026年4月10日	2026年5月8日	2026年6月10日	2026年7月10日	2026年8月10日	2026年9月10日
5月使用分	6月使用分	7月使用分	8月使用分	9月使用分	10月使用分
0	0	0	643	694	642

納入期限予定日及び各期ごとの予定数量						
2026年10月9日	2026年11月10日	2026年12月10日	2027年1月8日	2027年2月10日	2027年3月10日	2026年4月納品 ～2027年3月納品 合計
11月使用分	12月使用分	1月使用分	2月使用分	3月使用分	4月使用分	
647	331	437	819	2,659	1,461	8,333

- 各期毎の予定数量（0の場合も含む）は増減することがある。
- 確定数量の連絡は会計・資産管理部管財Gから納入期限の30日前までに行う。（数量変更がない場合も連絡を行う。）
- 上記合計に0.9を乗じて端数を切り捨てた数量を最低作成数量とする。
- 原稿の変更があった場合は、予定数量よりも大幅な数量増の可能性があるため留意すること。